

税制抜本改革に関する 経済産業省意見

平成23年12月12日
経済産業副大臣 牧野 聖修

0. 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)(抄)

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 (略)

2 (略)

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税 (略)。

二 **法人課税**については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 **消費課税**については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 **自動車関係諸税**については、**簡素化**を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、**負担の軽減**を検討すること。

五 **資産課税**については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対応等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度 (略)。

七 **地方税制**については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、**地方法人課税の在り方を見直す**ことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、**税制全体のグリーン化**(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。

I . 消費課税関連等

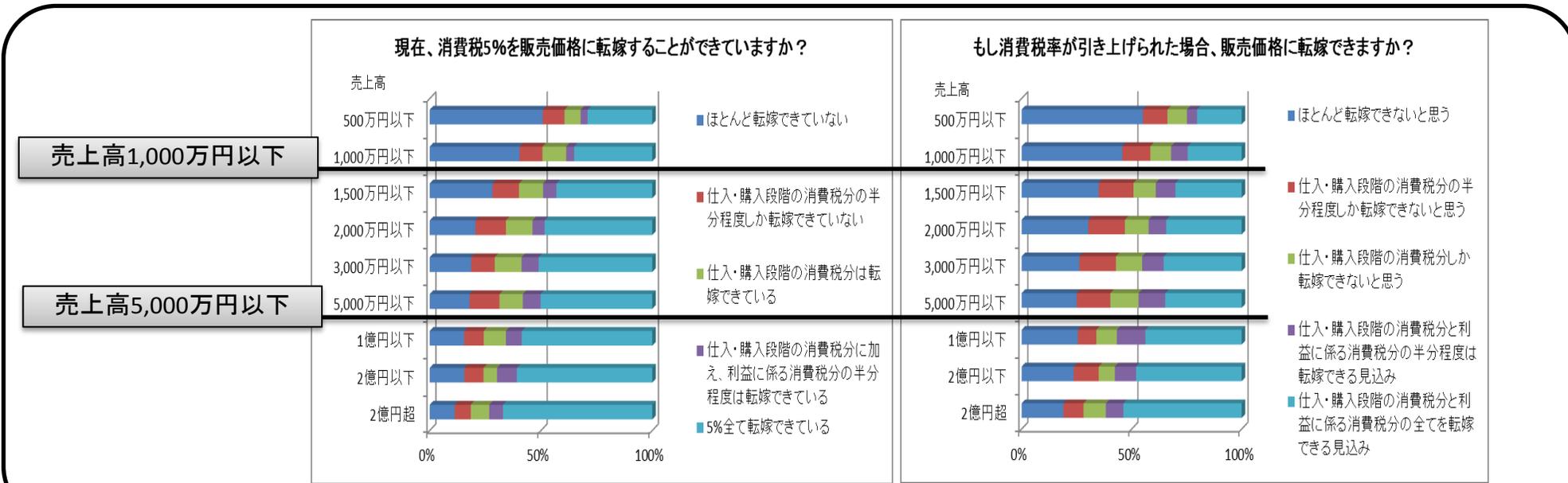
1. 税率上げが中小企業等に与える影響の最小化 ①

○ 消費税上げの際には、関係省庁間で連携し政府一体となって、消費税の円滑な転嫁を実現するための取組みを行うべき。

＜過去の取組み例＞

- ・ 独禁法適用除外カルテル制度の創設(3年間の時限措置)
- ・ 独占禁止法に係るガイドラインの作成・公表、適切な取り締まり
- ・ 官公需における適切な対応(政府調達等における消費税等分の適切な計上)
- ・ 関係行政機関による国民(消費者・産業界)に対する広報・要請等

【中小4団体による転嫁に係る調査結果】



(資料) 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会「中小企業における消費税実態調査」(2011)

◆ 売上高の小さい中小企業者ほど、消費税の販売価格への転嫁ができていない。

1. 税率引上げが中小企業等に与える影響の最小化 ②

○ 税率引上げとあわせ、中小企業者等への影響を最小限に抑えるための措置を講じるべき。

【売上高1,000万円以下の中小企業者】

(所得・従業員数)

法人	平均所得	102万円
	平均従業員数	2.2人
個人	平均所得	141万円
	平均従業員数	1.9人

【売上高1,000万円超5,000万円以下の中小企業者】

(所得・従業員数)

法人	平均所得	639万円
	平均従業員数	4.3人
個人	平均所得	614万円
	平均従業員数	3.8人

【売上高5,000万円超の中小企業者】

(所得・従業員数)

法人	平均所得	6,361万円
	平均従業員数	25.0人
個人	平均所得	2,417万円
	平均従業員数	9.0人

(資料) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」(2010)より作成

◆ 中小企業者のうち、とりわけ、売上高5,000万円以下の事業者は、所得が600万円台以下、従業員数も2~4名程度で、零細・小規模。

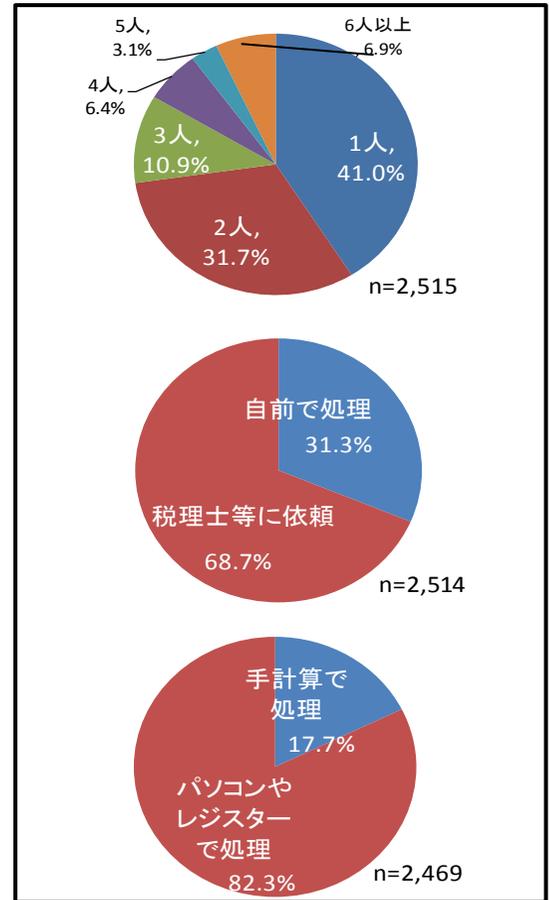
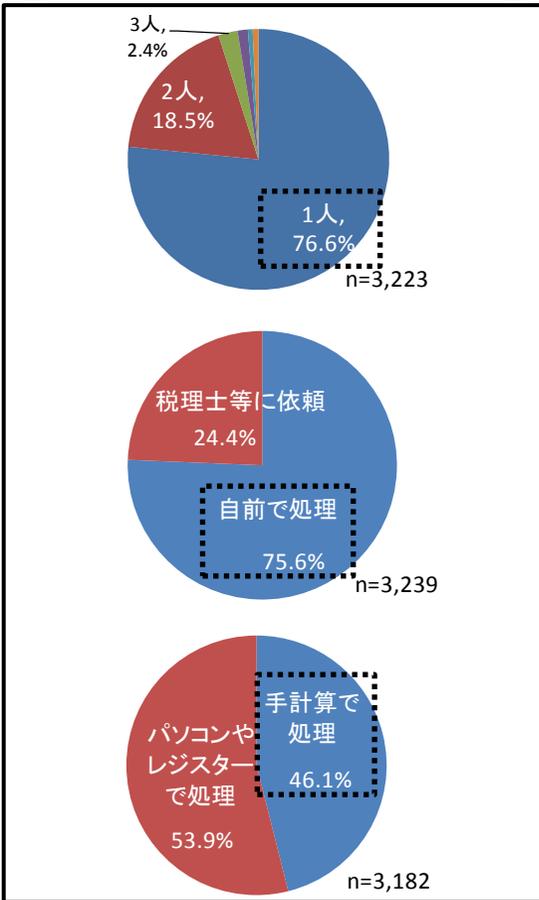
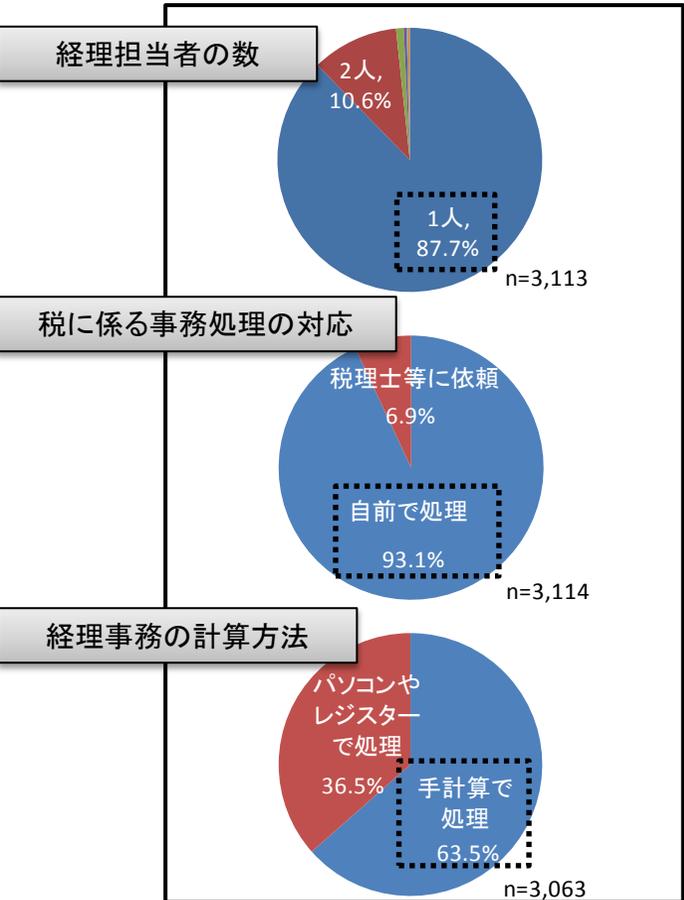
2. 事業者免税点制度、簡易課税制度の維持

○ 小規模・零細事業者は、事務処理能力に限りがあるため、事務負担の軽減に大きく貢献している事業者免税点制度、簡易課税制度は維持すべき。

【売上高1,000万円以下の中小企業者】

【売上高1,000万円超5,000万円以下の中小企業者】

【売上高5,000万円超の中小企業者】



(資料) 中小企業庁「消費税に係る実態調査」(2011)より作成

- ◆ 売上高5,000万円以下の中小企業者の多くは、経理担当者が1人(多くは事業主自身)。
- ◆ 経理・税務処理を税理士等に外注せず、自前で処理。経理の計算も依然、手計算が相応に存在。

(参考) 消費税納税事務に関する事務負担軽減制度

○ 消費税導入時より、中小企業者の事務負担を軽減する観点から、「事業者免税点制度」及び「簡易課税制度」の2つの制度が設けられている。

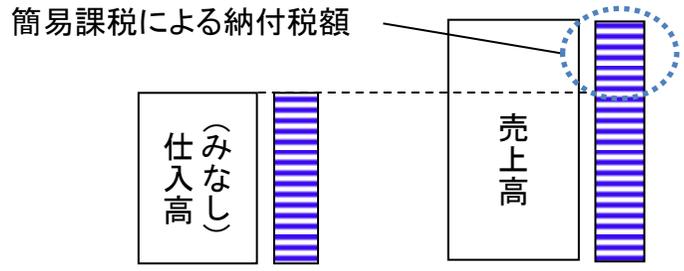
事業者免税点制度

- 小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から、課税売上高が1,000万円以下の事業者に、消費税を納める義務を免除する制度。
- 消費税の納税手続きが不要。

簡易課税制度

- 中小企業者の事務負担への配慮から、課税売上高が5,000万円以下の事業者に、みなし仕入率を用いて売上高だけから納付税額を計算する方法を認める制度。

【計算方法】



$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\% = \text{納付税額}$$

【みなし仕入率】

卸売業	90%
小売業	80%
製造業等	70%
サービス業等	50%
その他事業	60%

3. インボイス、複数税率は導入すべきではない

- 中小企業者や流通業者の事務負担増加を招くインボイス、複数税率は導入するべきでない。
- 逆進性への対策として、複数税率を導入すべきでなく、社会保障給付を通じた財政支出の枠組みで対応すべき。

【インボイスの問題点】

- ◆ インボイスを導入すると、インボイス記載税額を積み上げて仕入税額控除を行う必要があるため、積上げ計算や書類保存など、事業者の事務負担が大幅に増大。
- ◆ また、免税事業者はインボイスを発行できないため、課税事業者は免税事業者からの仕入税額を控除できず、免税事業者(小規模・零細事業者)が企業間取引から排除、又は値下げを求められるおそれ。
- ◆ 百貨店やスーパーなどにとっては、自らの事務負担に加えて、取引先の中小企業に制度を理解し、対応してもらう必要があり、取引先の管理コストも大幅に増大。

【複数税率の問題点】

- ◆ 複数税率の導入は、一時的なコスト負担増(システム変更費用等)や商品管理の複雑化(各小売店舗での判別・登録等)による事務負担の増加により、中小企業者・小売業者の経営を圧迫(特に流通業界を中心に影響大)。
- ◆ また、商品毎に消費税率が異なるため、インボイスの導入が必要となり、さらに事務負担が増大。

【複数税率を導入した際の商品管理の煩雑さの例】



- 仮に食品等に対する軽減税率が導入される場合、ふりかけに対しては、原則、軽減税率が適用されると考えられる。
- しかし、贈答品として、ふりかけを入れる陶器の器とセットで販売される場合、どちらの税率が適用されるか、個別に判断が必要であるなど、大きな事務負担となる。

4. 中小企業者等の事務負担等への配慮

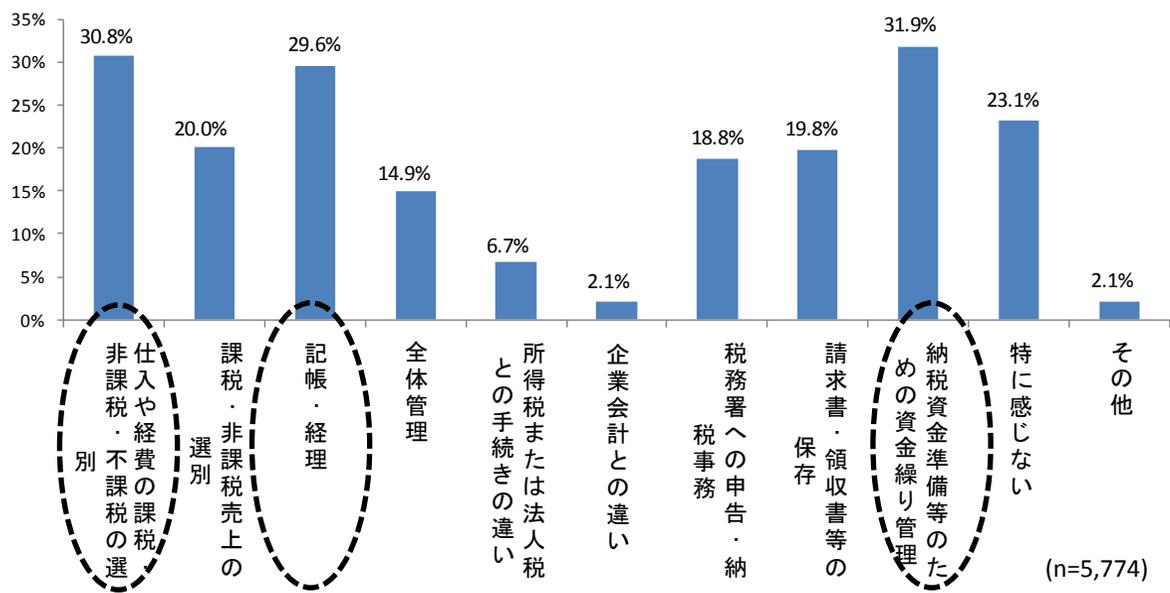
○ 納税事務負担の軽減等のため、税率引上げの検討の際、手続きの見直しの検討を行うべき。

<検討例>

- ・ 中間申告や納付回数の任意選択制度の導入
- ・ 仕入れ税額控除の要件緩和(帳簿記載事項を請求書等の記載事項で代替)
- ・ 申告期限の1ヶ月延長の許容(法人税と合わせる)

○ 悪質事業者の租税回避的な行為を防止するために制度変更を行う場合には、真面目な中小企業者等の事務負担が増加することのないよう、しっかりとターゲットを絞った制度変更を行うべき。

【中小企業者が消費税の納税事務で何に負担を感じるか】(*複数回答可)



(資料)中小企業庁「消費税に係る実態調査」(2011)より作成

○ 中小企業者の多くは、納付すべき消費税額を計算するための経費仕分けや記帳・経理、消費税を納付するための資金繰り管理等に負担を感じている。

(参考) 消費税引上げ検討に対する中小関係団体等の見方①

- 中小企業関連団体や流通業界からは、安易な税率引上げは避けるべき、消費税率引上げのタイミングや幅・仕組みについて慎重な対応が必要、中小企業の事務負担を増加させるような見直しに反対等の意見が示されている。

日本商工会議所(「『社会保障と税の一体改革』の推進に向けて」より抜粋・要約)

- 社会保障給付の重点化・効率化を行っても財源が不足する場合には、消費税の引き上げによる財源確保が必要なことは理解できるが、引き上げのタイミングや幅・仕組みは、慎重な対応が必要。
 - ・ 景気やデフレ、経済成長、中小企業経営を最大限阻害しないよう慎重に検討すべき。
 - ・ 同時に、徹底的な身を切る行財政改革を具体的に示し、実行すべき。
- 仮に消費税の引き上げを行う場合、中小企業への負担軽減策が不可欠。次の取り組みが絶対に必要。
 - ・ 免税点制度、簡易課税制度の堅持
 - ・ 円滑な価格転嫁の万全な確保
中小事業者の半分は価格転嫁できていない。規模の小さい事業者ほど価格転嫁は困難な状況。
 - ・ 複数税率とインボイスの導入反対
逆進性対策が必要な場合は、きめ細かな給付支援を行うべき。現行制度で透明性は十分確保されており、インボイスの導入は不要。

全国商工会連合会(「平成24年度中小企業関係税制改正要望」「中小企業政策に関する要望」より抜粋・要約)

- まずは無駄な歳出削減。安易な消費税に頼るのは避けるべき。
- 価格転嫁面や事務負担面など、小売・サービス業や下請け関連業種などの意見を十分聴取し、検討に反映すること。
- 経営環境をこれ以上悪化させないよう特段の配慮をすべき。
- 税率引き上げのみならず、免税点、簡易課税制度の見直しや複数税率・インボイスの導入など、中小企業の事務負担を増加させるような消費税の見直しには、反対する。

(参考) 消費税引上げ検討に対する中小関係団体等の見方②

全国中小企業団体中央会(消費税の見直しに係る要望書より抜粋・要約)

- 消費税率の引上げを実施すれば、消費が冷込むだけでなく、雇用の7割を担う中小企業に大きな負担がのしかかり、デフレ克服に向けた景気回復の動きを止める恐れがある。
- ついては、下記の項目について特段の配慮を要望する。
 - ・ 無駄な歳出の見直し、法人税の引下げ及び消費税の引上げを含めた税体系全体の見直しを行い、安易に消費税を引き上げないこと。
 - ・ 適正な社会保障給付など持続可能な社会保障制度を確立するとともに、企業負担や消費税等による税負担のあり方を明示すること。
 - ・ インボイス制度の導入等中小企業の事務負担の増加となる制度は導入しないこと。
 - ・ 現行の免税点や簡易課税制度は最低限維持すること。
 - ・ 消費税の価格転嫁が困難である中小企業、特に小売業や下請け関連事業者の意見を十分に反映すること。

全国商店街振興組合連合会(「平成24年度中小小売商業関係税制改正要望」より抜粋・要約)

- 中小小売商業者は、消費税率の引上げ議論を行うこと自体を危惧している。また、納税事務にかかる事務的作業はかなりの負担。まずは歳出を削減するとともに、消費税改正の見直し検討を行う際には、中小企業者、生活者への影響を確認し慎重に検討されることを要望する。
- 税率引き上げだけでなく、免税点や簡易課税制度の見直し、複数税率・インボイスの導入など、中小企業の事務負担を増加させる消費税の見直しには、反対する。

(参考) 消費税引上げ検討に対する中小関係団体等の見方 ③

中小企業家同友会全国協議会(「2012年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」より抜粋・要約)

- 消費税の税率引き上げは景気後退を招くので現行税率を維持すること
- 社会保障財源のために消費税を増税することに反対する
- 免税水準や簡易課税の適用水準を引き上げること
 - ・ 免税水準を引き下げたり、簡易課税の適用水準を引き下げるとは中小零細企業の負担を増大させ、経済の活性化に逆行する。中小企業を支援するためには、免税水準を少なくとも従前の3,000万円に、簡易課税の適用水準を2億円に引き上げることがを要望する。
- 消費税の免税水準や簡易課税の適用上限は事業年度終了時で判定すること

日本税理士会連合会(「平成24年度税制改正に関する重点要望事項」より抜粋・要約)

- 消費税の基準期間制度を廃止すること。
- 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。
 - ・ 仕入税額控除が認められるためには、記載要件を満たした帳簿及び請求書等を保存することが要件だが、記載事項が多く。納税者に過重な事務負担を求めることとなっている。現在の記帳制度の下では、帳簿と請求書等の突合は容易であるから、例えば、取引に内容が検証できる請求書等を保存し、税務調査時に提示すれば、必要な記載を満たした帳簿が保存されているものと取り扱うべき。
- 単一税率を維持すること。
 - ・ 多くの軽減税率を持つEUにおいては、税率構造の簡素化のための努力が行われてきたことや、日本の消費税を最も良くデザインされた付加価値税制と評していることも留意。税率構造等については慎重な議論が必要であり、少なくとも、当面は単一税率を維持すべき。

(参考) 消費税引上げ検討に対する中小関係団体等の見方 ④

日本百貨店協会(「平成24年度税制改正要望」、ヒアリングより抜粋・要約)

- 議論の手順(税率を議論するタイミング)
 - ・ 具体的な税率ばかり明示した増税議論が先行することに反対する。
- 引き上げのタイミング
 - ・ 個人消費の回復が完全に安定軌道になった時期を見極めることが必要。
- 段階的引き上げには反対である
 - ・ 税率引き上げによる経済(消費)活動への影響は、極力軽微に抑えるべきであり、段階的な引き上げは行うべきではなく、一度変更した税率は相当の期間変更すべきではない。
- 消費税の目的税化について
 - ・ 消費税の減退を極力少なくするためにも、増収分は将来不安を払拭する社会保障財源に充てるべきである。
- 消費活動をゆがめる複数税率(軽減税率)制度の導入には反対
 - ・ 単一税率を維持されたい。
 - ・ 百貨店は、多様なセット商品やサービスを商品として提供しており、明確な税率区分の適用は困難。また、個々の商品毎に具体的な税率区分の境界を決定する作業が必要となる上、商品管理システムが複雑になるなど納税コストばかり膨大になる。
- 逆進性対策として給付尽き税額控除制度を検討されたい。
- インボイス制度については、取引先の中小企業が、本制度を理解し、対応してくれるかが問題。新たな制度の導入は中小企業にとってシステムとしても、事務作業としてもコストがかかる。中小企業との取引の多いスーパーや百貨店は、取引先の管理コストも増大。

(参考) 消費税引上げ検討に対する中小関係団体等の見方 ⑤

日本チェーンストア協会

- 被災地域を再生し、日本の社会全体に活力を与えるべきこの時期に消費税率の引き上げ等の増税に進むことは、さらなる消費の低迷や景気の低迷を招くこととなる。何らの国民的な議論がなされないまま、安易に増税に走ることに改めて反対する。
- 段階的引き上げは行うべきでない。消費税増税のたびに消費者の将来不安が増加し、消費意欲が減退することで日本全体の活力の低下につながる。システムの変更も多大な金額にのぼるうえ、事務的なコストもかかるため、引き上げざるを得ない場合は、段階的ではなく、一気に引上げるべきである。
- 複数税率は、商品管理の複雑化、多額のシステム変更費用等、コスト負担が大きいため、単一税率とすべきである。

日本スーパーマーケット協会

- 段階的引き上げは行うべきでない。消費税増税のたびに消費意欲が減退することで日本全体の活力の低下につながる。引き上げざるを得ない場合は、段階的ではなく、一気に引上げるべきである。
- 複数税率に対応するためには、システムの全面的な変更が必要となり、莫大なコストが発生。逆進性対策としては、その他の方策を採用すべきである。

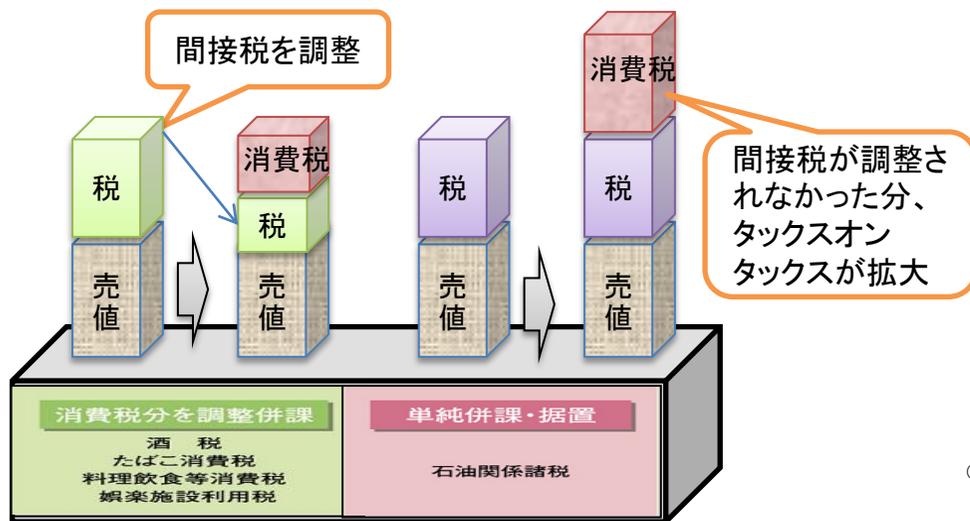
日本ショッピングセンター協会(税制改正要望より抜粋・要約)

- 消費税率の引き上げは、法人税、所得税など税体系全体の全面的見直しを行い、かつ、財政再建、社会保障など改革の方向性を示し、その上で十分な議論を経て、国民の理解と納得を得ることが必要である。
- 内需の重要ファクターである個人消費の回復に支障を生じさせないよう、要望する。

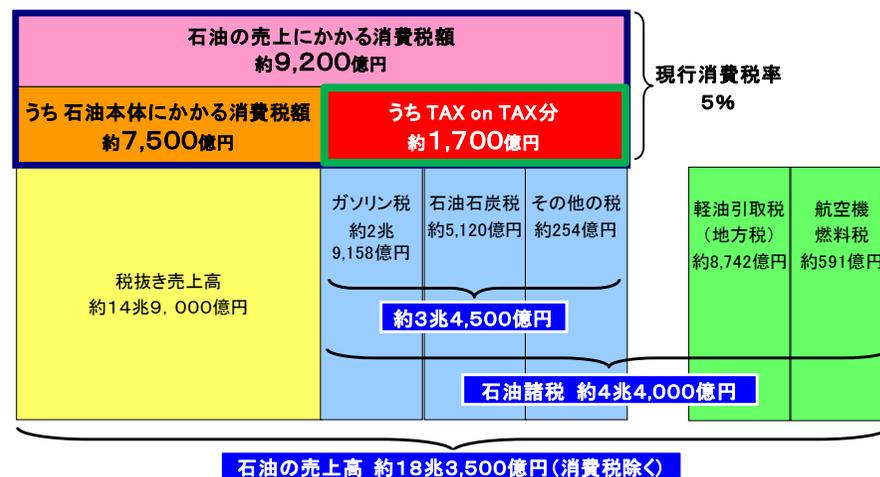
5. 石油関係諸税の見直し① 揮発油税等との併課

○ 石油消費に対しては、揮発油税等が併課されていることに鑑み、消費税率引上げ時には石油関係諸税を見直すべき。

消費税導入時の既存間接税の調整状況
(平成元年4月)



石油諸税と消費税(平成23年度試算)



(注) 1. その他の税は石油ガス税、石油製品関税など
2. 税抜き売上高は石油連盟試算値
3. 四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある

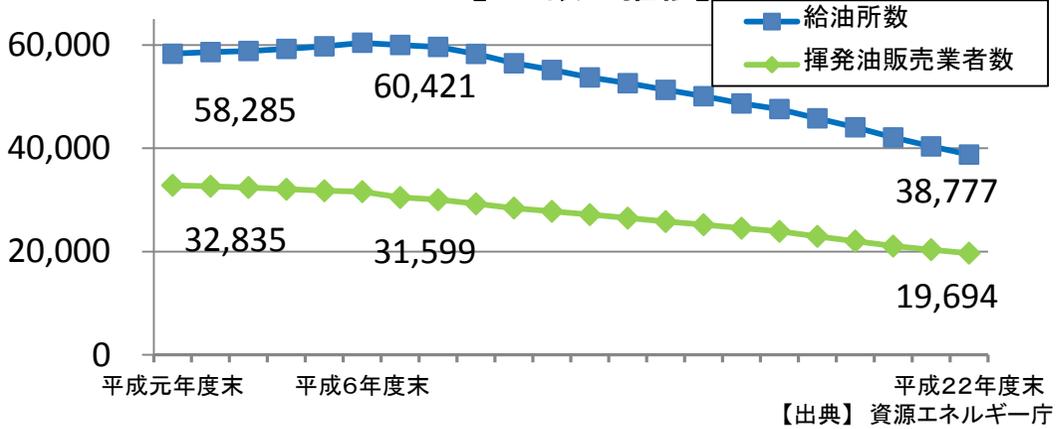
(出典)石油連盟資料

(参考:石油関係団体の税制改正要望(抄))
 <石油連盟>
 ○ 石油諸税の課税及びタックスオンタックスの排除を直ちに実施すべき。
 <全国石油商業組合連合会>
 ○ ガソリン税と消費税とのTax on Taxは速やかに廃止すべき。

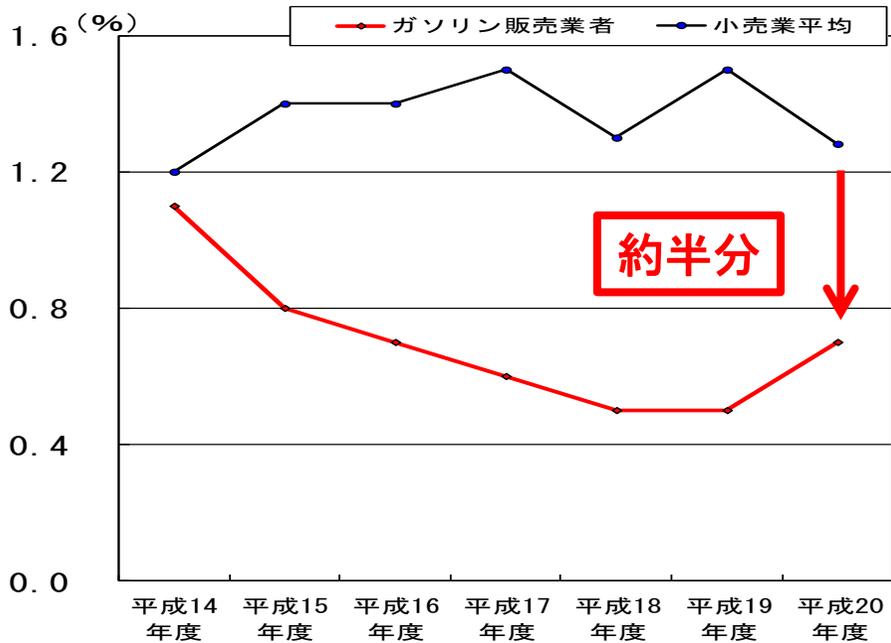
5. 石油関係諸税の見直し ③ 石油製品販売業の現状

- 全国のSS数は平成6年度末をピークにその後減少傾向で推移。石油販売業者の約97%は中小企業、約7割は1SSのみ運営する等、中小零細企業がほとんど。また、石油製品販売業者の利益率は、小売業平均の約半分。SSの約6割が赤字。
- この厳しい経営状況に配慮し、税率引上げとあわせ、ユーザーの負担増に伴う石油流通業への影響を最小限に抑えるための措置を講じるべき。

【SS数の推移】

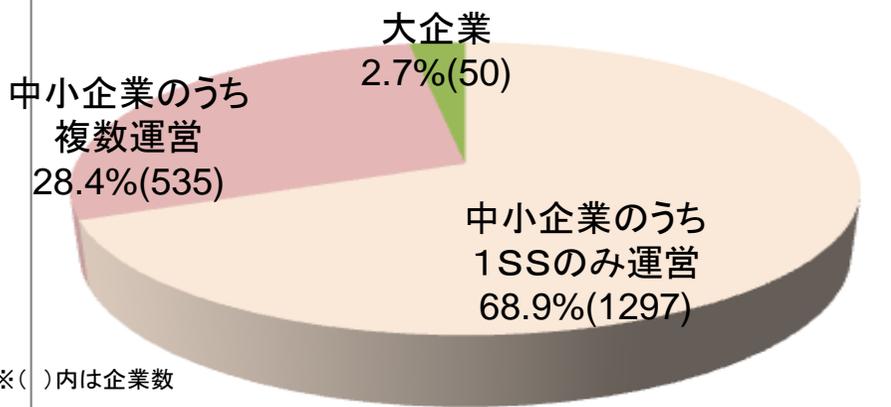


【小売業・ガソリン販売業者における営業利益率(対売上高)】



【出典】
 ガソリン販売業者: 石油製品販売業経営実態調査報告書(平成21年度調査版)
 小売業: 年次別法人企業統計調査(財務省)

【中小企業と大企業の比率】



【出典】平成21年度 石油製品販売業経営実態調査 報告書